## 【2013年漁業センサスの概要】

### 1 調査の目的

2013年漁業センサスは、我が国漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的としています。

# 2 調査の体系

2013年漁業センサスは、海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査の3つの調査で構成されています。

海面漁業調査は、漁業経営体調査、漁業管理組織調査及び海面漁業地域調査に、内水面漁業調査は、内水面漁業経営体調査及び内水面漁業地域調査に、流通加工調査は魚市場調査及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査に分かれます。このうち、市区町村系統で実施したのは、海面漁業調査の漁業経営体調査で、それ以外の調査は農林水産省地方統計組織が実施しました。

# 3 海面漁業調査 漁業経営体調査

# (1)調査の区域

海面に沿う市区町村及び漁業法第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村

(2) 調査の対象

沿海の市区町村にある海面漁業に係る漁業経営体

(3)調査の系統

農林水産省 - 都道府県 - 市区町村 - 統計調査員 - 調査客体(調査対象)

(4) 調査の方法

調査客体による自計申告調査(申し出により面接調査も可能)

- (5) 調査事項
  - ・個人の漁業経営体の世帯員の就業状況
  - ・漁業種類、使用漁船、養殖施設等の状況
  - ・漁業管理の内容 等

#### 4 調査の期日

2013年(平成25年)11月1日現在で実施

※流通加工調査については、2014年(平成26年)1月1日現在で実施

## 【用語の説明】

海面漁業

漁業経営体

経営組織

個人経営体団体経営体

会社

漁業協同組合

漁業生産組合 共同経営

その他

漁業種類

主とする漁業種類

漁船

無動力漁船 船外機付漁船

動力漁船

海面(浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。) において営む水産動植物の採捕または養殖の事業をいう。

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

個人で漁業を自営する経営体をいう。

個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産 組合、共同経営、その他に区分している。

会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。

水協法第2条に規定する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。

二つ以上の漁業経営体(個人又は法人)が、漁船、漁網等の主要生産 手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は 現物を出資しているものをいう。

都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のもの をいう。

漁業経営体が営んだ漁業種類(53種類)をいう。

漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち、主たる漁業種類をいい、 漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。

過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船の ほかに付属船(まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船(遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)は除く。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している(重複計上を回避するため。)。

推進機関を付けない漁船をいう。

無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。

推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船(船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット(プロペラ等)を設置した漁船)については動力漁船とした。